

第 1 4 号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 1 0 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 1 3 号」を「第 1 3 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律における児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、必要な経過措置を定めること。